

別表第1(第3条)

1 建築物

区分	一般都市施設	指定施設
1 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	(1) 保健所 (2) 税務署 (3) 土木事務所 (4) その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	全ての施設
2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(認可外保育施設を除く。)	(1) 老人ホーム (2) 保育所 (3) 福祉ホーム (4) 救護施設又は更生施設 (5) その他これらに類する施設(認可外保育施設を除く。)	全ての施設
3 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	(1) 老人福祉センター (2) 児童厚生施設 (3) 身体障害者福祉センター (4) その他これらに類する施設	全ての施設
4 病院	病院	全ての施設
5 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	全ての施設
6 診療所(患者の収容施設がないものに限る。)	診療所(患者の収容施設がないものに限る。)	全ての施設
7 助産所	助産所	全ての施設
8 薬局	薬局	全ての施設
9 学校	学校	全ての施設
10 自動車教習所その他これに類するもの	(1) 自動車教習所 (2) その他これに類する施設	全ての施設
11 博物館、美術館又は図書館	(1) 博物館 (2) 美術館 (3) 図書館	全ての施設
12 博物館類似施設その他これに類する施設	(1) 博物館類似施設 (2) その他これに類する施設	全ての施設
13 集会場(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)又は公会堂	(1) 冠婚葬祭施設、地区センターその他これらに類する施設(一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。) (2) 公会堂	全ての施設
14 集会場(全ての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。)	冠婚葬祭施設、地区センターその他これらに類する施設(全ての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。)	全ての施設
15 銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	(1) 銀行 (2) ガス事業者、電気事業者、通信事業者又は水道事業者の営業所 (3) その他これらに類するサービス業を営む店舗	全ての施設
16 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗	(1) 理髪店 (2) その他これに類するサービス業を営む店舗	全ての施設
17 公衆便所	公衆便所	全ての施設

18 認可外保育施設	認可外保育施設	用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上の施設
19 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）	(1) 百貨店 (2) マーケット (3) その他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）	用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上の施設
20 飲食店	飲食店	用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上の施設
21 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	(1) クリーニング取次店 (2) 質屋 (3) 貸衣装屋 (4) その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上の施設
22 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	(1) 劇場 (2) 観覧場 (3) 映画館 (4) 演芸場	用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上の施設
23 遊技場	(1) パチンコ屋 (2) マージャン屋 (3) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上の施設
24 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	(1) キャバレー (2) 料理店 (3) ナイトクラブ (4) ダンスホール (5) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上の施設
25 公衆浴場	公衆浴場	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の施設
26 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	(1) 体育館 (2) 水泳場 (3) ボーリング場 (4) その他これらに類する運動施設	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の施設
27 ホテル又は旅館	ホテル又は旅館	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の施設
28 ホテル又は旅館以外の宿泊施設	ホテル又は旅館以外の宿泊施設	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の施設
29 展示場	展示場	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の施設
30 事務所	事務所	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000

		平方メートル以上の施設
31 工場	工場	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	(1) 学習塾 (2) 華道教室 (3) 囲碁教室 (4) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
33 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
34 共同住宅	共同住宅	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
35 寄宿舍	寄宿舍	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
36 地下街	一般都市施設（1の項から35の項までに掲げるものに限る。）を有する地下街の共用部分	全ての施設
37 複合施設	一般都市施設（1の項から35の項までに掲げるものに限る。）を有する複合施設の共用部分（36の項に掲げるものを除く。）	一般都市施設の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設

## 2 道路

区分	一般都市施設	指定施設
道路	(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路 (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設である道路	立体横断施設

## 3 公園

区分	一般都市施設	指定施設
公園	(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する公園及び緑地 (2) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地	(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項第3号及び第4号に規定する公園 (2) 都市公園法施行令第2条第2項に規定する公園のうち敷地面積が4ヘクタールを超えるもの (3) 港湾環境整備施設である緑地のうち敷地面積が4ヘクタールを超えるもの

## 4 公共交通機関の施設

区分	一般都市施設	指定施設
1 鉄道の駅	鉄道の駅	すべての施設
2 軌道の停留所	軌道の停留所	すべての施設
3 港湾旅客施設	港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設	すべての施設
4 バスターミナル等	(1) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル (2) その他これに類する施設	すべての施設